

草津市告示第 68 号

草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日

草津市長 橋 川 渉

草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成 13 年草津市告示第 74 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 草津市は、建築物の耐震性能を検証し、その安全性を確認することにより、耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を推進するため、予算の範囲内で草津市既存民間建築物耐震診断補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年規則第 11 号。以下「規則」という。）およびこの要綱の定めるところによる。 第 2 条～第 3 条 《現行どおり》 （補助対象者） 第 4 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、<u>次の各号のすべての要件を満たす者とする。</u> ① 前条に規定する補助対象建築物の所有者または区分所有建築物にあっては建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する区分所有者の団体（以下「管理組合」という。）であること。 ② 市税を完納していること。 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。 第 5 条～第 17 条 《現行どおり》 別表（第 5 条関係） 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 6 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）	（趣旨） 第 1 条 草津市は、<u>昭和 56 年以前に建築された</u>建築物の耐震性能を検証し、その安全性を確認することにより、耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を推進するため、予算の範囲内で草津市既存民間建築物耐震診断補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年規則第 11 号。以下「規則」という。）およびこの要綱の定めるところによる。 第 2 条～第 3 条 《省略》 （補助対象者） 第 4 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、<u>前条に規定する補助対象建築物の所有者または区分所有建築物にあっては建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する区分所有者の団体（以下「管理組合」という。）とする。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第 5 条～第 17 条 《省略》 別表（第 5 条関係） 《省略》 別記様式第 1 号（第 6 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）

改正後	改正前
(別添 2－1 のとおり)	(別添 2－2 のとおり)
別記様式第 3 号 (第 7 条第 2 項関係)	別記様式第 3 号 (第 7 条第 2 項関係)
(別添 3－1 のとおり)	(別添 3－2 のとおり)
別記様式第 4 号 (第 8 条関係)	別記様式第 4 号 (第 8 条関係)
(別添 4－1 のとおり)	(別添 4－2 のとおり)
別記様式第 5 号 (第 9 条関係)	別記様式第 5 号 (第 9 条関係)
(別添 5－1 のとおり)	(別添 5－2 のとおり)
別記様式第 6 号 (第 1 0 条第 1 項関係)	別記様式第 6 号 (第 1 0 条第 1 項関係)
(別添 6－1 のとおり)	(別添 6－2 のとおり)
別記様式第 7 号 (第 1 0 条第 1 項関係)	別記様式第 7 号 (第 1 0 条第 1 項関係)
(別添 7－1 のとおり)	(別添 7－2 のとおり)
別記様式第 8 号 (第 1 1 条関係)	別記様式第 8 号 (第 1 1 条関係)
(別添 8－1 のとおり)	(別添 8－2 のとおり)
別記様式第 9 号 (第 1 1 条関係)	別記様式第 9 号 (第 1 1 条関係)
(別添 9－1 のとおり)	(別添 9－2 のとおり)
別記様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)	別記様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)
(別添 1 0－1 のとおり)	(別添 1 0－2 のとおり)
別記様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)	別記様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)
(別添 1 1－1 のとおり)	(別添 1 1－2 のとおり)
別記様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)	別記様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)
(別添 1 2－1 のとおり)	(別添 1 2－2 のとおり)
別記様式第 1 3 号 (第 1 5 条関係)	別記様式第 1 3 号 (第 1 5 条関係)
(別添 1 3－1 のとおり)	(別添 1 3－2 のとおり)
別記様式第 1 4 号 (第 1 6 条関係)	別記様式第 1 4 号 (第 1 6 条関係)
(別添 1 4－1 のとおり)	(別添 1 4－2 のとおり)

付 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 2 5 日から施行する。

別添 1－1
別記

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付申請書

草津市長 宛

申請者 氏 名 印
(所有者) 生年月日
住 所
電話番号

草津市既存民間建築物耐震診断補助金の交付を受けたいので、草津市補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、資格審査のため、草津市が必要に応じて暴力団員等であるか否かについて照会・調査を行うことに同意します。

補 助 年 度	年度				
建 築 物 の 名 称					
建 築 物 の 所 在 地	草津市				
補 助 金 の 事 業 費	円				
交 付 申 請 金 額	円				
建 築 物 の 所 有 者 等	(住所) (氏名) (電話番号)				
補助事業の着工予定年月日・完了予定年月日					
用 途					
構 造	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造				
規 模	地上 階 地下 階	建 築 面 積 ㎡	延 べ 面 積 ㎡		
建 築 年 月 日	年 月 日竣工				
設 計 図 書 の 有 無	意匠図面 構造図面 構造計算書	全部有、一部有、無 全部有、一部有、無 全部有、一部有、無	受 付		
備考(建築確認番号 確認年月日)					

別添 1－2

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付申請書

草津市長 様

申請者 氏 名 印
(所有者) 住 所
電話番号

草津市既存民間建築物耐震診断補助金の交付を受けたいので、草津市補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

補 助 年 度	年度				
建 築 物 の 名 称					
建 築 物 の 所 在 地	草津市				
補 助 金 の 事 業 費	円				
交 付 申 請 金 額	円				
建 築 物 の 所 有 者 等	(住所) (氏名) (電話番号)				
補助事業の着工予定年月日・完了予定年月日					
用 途					
構 造	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造				
規 模	地上 階 地下 階	建 築 面 積 ㎡	延 べ 面 積 ㎡		
建 築 年 月 日	年 月 日竣工				
設 計 図 書 の 有 無	意匠図面 構造図面 構造計算書	全部有、一部有、無 全部有、一部有、無 全部有、一部有、無	受 付		
備考(建築確認番号 確認年月日)					

別添 2－1
様式第 2 号(第 7 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付決定通知書

様

草津市長

年 月 日付けで交付申請のあった既存建築物耐震診断補助金の交付について、次のとおり決定したので草津市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

別添 2－2

様式第 2 号(第 7 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付決定通知書

様

草津市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった既存建築物耐震診断補助金の交付について、次のとおり決定したので草津市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

別添 3－1
様式第3号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

様

草津市長

年 月 日付けで交付申請のあった既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので、草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建築物の所在地	草津市
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

別添 3－2
様式第3号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

様

草津市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので、草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建築物の所在地	草津市
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

別添 4－1
様式第4号(第8条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断着手届

草津市長

宛

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった下記建築物の耐震診断を年 月 日から着手しましたので、草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

建 築 物 の 名 称		
建築物の所在地		草津市
耐震診断技術者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

別添 4－2
様式第4号(第8条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断着手届

草津市長

様

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった下記建築物の耐震診断を年 月 日から着手しましたので、草津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

建 築 物 の 名 称		
建築物の所在地		草津市
耐震診断技術者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

別添 5－1
様式 ~~第 5 号~~ (~~第 9 条~~関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助金取下げ申請書

草津市長 **痘**

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり申請を取り下げますので、草津市補助金等交付規則 ~~第 8 条第 1 項~~の規定により申請します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
交 付 申 請 金 額	円
取 下 げ の 理 由	

別添 5－2
様式 ~~第 5 号~~ (~~第 9 条~~関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助金取下げ申請書

草津市長 **楳**

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり申請を取り下げますので、草津市補助金等交付規則 ~~第 8 条第 1 項~~の規定により申請します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
交 付 申 請 金 額	円
取 下 げ の 理 由	

別添 6－1
様式 ~~第 6 号~~ (~~第 1 0 条第 1 項~~関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業変更承認申請書

草津市長 **痘**

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった既存建築物耐震診断補助事業の変更承認について、草津市補助金等交付規則 ~~第 7 条第 1 項~~の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

別添 6－2
様式 ~~第 6 号~~ (~~第 10 条第 1 項~~関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業変更承認申請書

草津市長 **楳**

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった既存建築物耐震診断補助事業の変更承認について、草津市補助金等交付規則 ~~第 7 条第 1 項~~の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

別添 7－1
様式第7号(第10条第1項関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業中止(廃止)承認申請書

草津市長 宛

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった既存建築物耐震診断補助事業の中止(廃止)の承認について、草津市既存民間建築物耐震診断補助金等交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
中止(廃止)する理由	
中止(廃止)の年月日	年 月 日

別添 7－2
様式第7号(第10条第1項関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業中止(廃止)承認申請書

草津市長 様

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった既存建築物耐震診断補助事業の中止(廃止)の承認について、草津市既存民間建築物耐震診断補助金等交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
中止(廃止)する理由	
中止(廃止)の年月日	年 月 日

別添 8－1
様式第8号(第11条関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業変更承認決定通知書

様

草津市長

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定をした既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり承認したので、草津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

別添 8－2
様式第8号(第11条関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業変更承認決定通知書

様

草津市長 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定をした既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり承認したので、草津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

別添 9－1
様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業中止(廃止)承認決定通知書

様

草津市長

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定をした既存建築物耐震診断補助事業の中止(廃止)について、次のとおり承認したので、草津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
中止(廃止)の承認年月日	年 月 日

別添 9－2
様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業中止(廃止)承認決定通知書

様

草津市長

印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定をした既存建築物耐震診断補助事業の中止(廃止)について、次のとおり承認したので、草津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
中止(廃止)の承認年月日	年 月 日

別添 1 0－1
様式第10号(第12条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業実績報告書

草津市長

宛

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった既存建築物耐震診断補助事業の実績について、草津市補助金等交付規則第13条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度		年度			
建 築 物 の 名 称					
補助事業の着手年月日 および完了年月日		着手 完了	年	月	日
交 付 決 定 金 額		円			
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)		円			
耐 震 診 断 技 術 者	会社名				
	住 所				
	担当者				
	電話番号				

別添 1 0－2
様式第10号(第12条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助事業実績報告書

草津市長

差

申請者 氏 名 印
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった既存建築物耐震診断補助事業の実績について、草津市補助金等交付規則第13条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度		年度			
建 築 物 の 名 称					
補助事業の着手年月日 および完了年月日		着手 完了	年 年	月 月	日 日
交 付 決 定 金 額		円			
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)		円			
耐 震 診 断 技 術 者	会社名				
	住 所				
	担当者				
	電話番号				

別添 1 1－1
様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付額確定通知書

様

草津市長

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定をした既存建築物耐震診断補助金事業について、次のとおり既存建築物耐震診断補助金の額を確定したので、草津市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

別添 1 1－2
様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付額確定通知書

様

草津市長

印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定をした既存建築物耐震診断補助金事業について、次のとおり既存建築物耐震診断補助金の額を確定したので、草津市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

別添 1 2－1
様式第12号(第14条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付請求書

草津市長

宛

補助事業者 住 所

氏 名 印

年 月 日付け第 号で交付の確定のあった既存建築物耐震診断補助金について、草津市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補 助 年 度		年度	
建 築 物 の 名 称			
交 付 決 定 額		円	
交 付 請 求 額		円	
振 込 融 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		
添 付 書 類			

別添 1 2－2
様式第12号(第14条関係)

年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付請求書

草津市長

様

補助事業者 住 所

氏 名 印

年 月 日付け第 号で交付の確定のあった既存建築物耐震診断補助金について、草津市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補 助 年 度		年度	
建 築 物 の 名 称			
交 付 決 定 額		円	
交 付 請 求 額		円	
振 込 融 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		
添 付 書 類			

別添 1 3－1
様式 ~~第13号~~ (~~第15条~~関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書

様

草津市長

年 月 日付け第 号で交付決定をした既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、草津市補助金等交付規則~~第17条第3項~~の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
交 付 決 定 (確 定)額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定(確定)額	円
取 消 し を し た 理 由	

別添 1 3－2
様式 ~~第13号~~ (~~第15条~~関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書

様

草津市長

印

年 月 日付け第 号で交付決定をした既存建築物耐震診断補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、草津市補助金等交付規則~~第17条第3項~~の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
交 付 決 定 (確 定)額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定(確定)額	円
取 消 し を し た 理 由	

別添 1 4－1
様式 ~~第14号~~ (~~第16条~~関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金返還通知書

様

草津市長

年 月 日付け第 号で交付決定をした既存建築物耐震診断補助金について、草津市補助金交付規則~~第18条~~の規定により返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
補助金の既交付金額および交付年月日	年 月 日
交 付 確 定 金 額	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、草津市補助金等交付規則 第 条第 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

別添 1 4－2
様式 ~~第14号~~ (~~第16条~~関係)

第 号
年 月 日

既存建築物耐震診断補助金返還通知書

様

草津市長

印

年 月 日付け第 号で交付決定をした既存建築物耐震診断補助金について、草津市補助金交付規則~~第18条~~の規定により返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	草津市
補助金の既交付金額および交付年月日	年 月 日
交 付 確 定 金 額	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、草津市補助金等交付規則 第 条第 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

(令和 7 年 2 月 2 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 9 号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱等を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和 3 年草津市告示第 2 2 2 号）
- (2) 草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和 4 年草津市告示第 3 6 号）
- (3) 草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱（令和 4 年草津市告示第 3 1 1 号）

付 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 2 6 日から施行する。

（令和 7 年 2 月 2 6 日揭示済み）

草津市告示第 7 0 号

令和 6 年度草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和 6 年度における低所得世帯（令和 6 年度における住民税非課税世帯およびこれらの世帯において 1 8 歳以下の者を扶養している世帯）に対して、臨時的な措置として実施する、令和 6 年度草津市住民税非課税世帯重点支援

給付金事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 令和 6 年度草津市住民税非課税世帯重点支援給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、草津市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 給付金の支給対象者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (I) 令和 6 年 1 2 月 1 3 日（以下「基準日」という。）において、草津市の住民基本台帳に記録されている令和 6 年度における住民税非課税世帯（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて草津市の住民基本台帳に記録されることとなった世帯を含む。）の世帯主とする。ただし、次に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものとする。

ア 令和 6 年 1 月 2 日以降に日本国外から転入した者を含む世帯

イ 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族（1 6 歳未満の者および生計を同一にする配偶者ならびに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による青色事業専従者および事業専従者も含む。）のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって所得割が課されていない者を含む世帯

ウ 基準日において、草津市の住民基本台帳に記録されている者であって、給付金に相当するものの支給を既に他の市町村から受けている者を含む世帯

- (2) 前号の令和 6 年度における住民税非課税世帯において 1 8 歳以下の者を扶養している世帯の世帯主とする。また、支給の対象となる 1 8 歳以下の者（以下「対象児童」という。）は、支給対象者と同一の世帯に属する者（平成 1 8 年 4 月 2 日から基準日までに出産した者（日本国内に住所を有する者または児童手当法施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 3 号）第 1 条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。））および基準日の翌日から令和 7 年 7 月 3 1 日までに出産した者（以下「新生児」という。）とし、新生児にあたっては、基準日以降に住民税非課税世帯に世帯

変更があった場合でも、原則として基準日時点の住民税非課税世帯において、対象児童の要件を満たすものとする。ただし、次に掲げる世帯および児童は、支給要件を満たさないものとする。

ア 18歳以下の者が世帯主である世帯

イ 18歳以下の者が支給対象者と生計を同一にしていない世帯（同一の世帯に属さない18歳以下の者の生計を同一にする旨の申出を別に定める申出書により受けた場合は、当該支給対象者の属する世帯において、支給の要件を満たすものとする。）

ウ 既に他の市町村から、給付金に相当する給付を受けている対象児童

（支給額）

第4条 前条に掲げる支給対象者に対して支給する給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 前条第1号に掲げる世帯 1世帯あたり3万円

(2) 前条第2号に掲げる世帯 対象児童数に2万円を乗じて得た額

（受給権者）

第5条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者または市長が特に認める者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

（支給の方式）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給要件確認書（別記様式第1号。以下「確認書」という。）および給付金申請書（請求書）（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 確認書の提出は郵送等により行い、給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号および第4号に掲げる受領方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困

難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が確認書または申請書を郵送により提出し、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が確認書または申請書を草津市の窓口に出し、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により、または草津市の窓口において提出し、当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により提出し、現金書留で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示するものとする。

（申請不要の支給の方式）

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、給付金の支給を行う旨の通知を行うものとする。

2 給付金の支給対象者は、前項の通知を受けた際、給付金の受取口座の変更または受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、受取口座（変更）登録届（住民税非課税世帯重点支援給付金）（別記様式第3号。以下「登録届」という。）または住民税非課税世帯重点支援給付金受給辞退の届出書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

3 市長は、令和7年3月11日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

4 市長が通知した場合の給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 公的給付支給口座振込方式 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき取得した口座等に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項の支給決定前までに、支給対象者が登録届を提出し、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

（代理による申請）

第8条 申請者に代わり、代理人として第6条第1項

の規定による確認書または申請書の提出および第 7 条第 2 項の規定による受給の拒否または同条第 4 項第 2 号の規定による指定口座の届出を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が給付金の確認書を提出するときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書の委任欄への記載をする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

4 市長は、第 1 項第 2 号および第 3 号の者にあつては、次の各号に掲げるものにより、代理権を確認するものとする。

- (1) 第 1 項第 2 号に規定する代理人 次に掲げる書類

ア 戸籍その他親権者であることがわかる公的証明書の写し

イ 成年後見登記制度に基づく未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人はその旨が記載された登記事項証明書の写しその他公的身分証明書の写し

ウ その他市長が認める証明書

- (2) 第 1 項第 3 号に規定する代理人 本人との関係性がわかる市長が認める書類（申請期限等）

第 9 条 給付金の申請受付開始日は、令和 7 年 2 月 2 8 日とする。

2 給付金の確認書および申請書の申請期限は、令和 7 年 7 月 3 1 日とする。

（支給の決定）

第 1 0 条 市長は、第 6 条の規定により確認書または申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知等）

第 1 1 条 市長は、給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 1 2 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 9 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 6 条の確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が確認書等を受理した後、または、第 1 0 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第 7 条第 3 項等の規定による支給決定を行った後、第 7 条第 4 項の口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金支給として振込を行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等の事由により令和 7 年 8 月 3 1 日までに完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第 1 3 条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第 1 4 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第 1 5 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 2 月 2 6 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 3 条に規定する給付金の返還については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

様

滋賀県草津市長

令和 6 年度住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書について、令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象世帯に該当する見込みのため、本確認書を送付いたします。
以下の内容を確認いただき **令和7年7月31日（木）まで【必着】** に、この確認書を返送してください。

支 給 日

支給口座

支 給 額 円 支給方法

■世帯主の方が記入してください。

1. 確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください。）

☐ ① 住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではない。

☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。

☐ ③ 他市町村で同趣旨の給付金（3万円）の支給を受けていない。

※①～③のいずれにもチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
（いずれか一つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※上記の扶養親族等には青色事業専従者および事業専従者が含まれます。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が揃っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合および返送した確認書に不備があり草津市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、由は本給付金の支給を辞退したとみなします。

2. 署名欄（上記記入内容に相違がないことを確認し、署名ください）

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号

上記口座が空欄の場合は、別紙受取口座（変更）受取届をご提出ください。

また、本給付金を辞退する場合は、草津市人となりのサポートセンター（電話:077-561-0189）に、ご連絡ください。

（裏面、代理人による手続きの場合に限り記入してください。）

【給付金の振込先口座について】

同封の受取口座（変更）登録届に、振込を希望する口座を記入し、添付書類をご用意ください。

※代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	本人氏名 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所
上記の者を代理人とする。 住民税非課税世帯 重点支援給付金の （確認・請求および受給）			を委任します。 ・法定代理の場合は、 委任方法の記載は不要です。	署名 世帯主氏名

本人（代理人）確認書類

※運転免許証（表裏）、健康保険資格確認書、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し【いずれか 1 つ】

○代理人が申請（請求）受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し（コピー）もご同封ください。

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式第2号（第6条第1項関係）

市受付印

様

支給市区町村（※令和 6 年 12 月 13 日 時点の市区町村）	
草津市	長宛

令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金 申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

申請期限：令和7年7月31日（木）【必着】

1. 申請・請求者（世帯主）

（ふりがな） 氏 名	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	申請者の現住所（住民票所在地） 電 話 （ ）
---------------	---------------------------------	----------------------------

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和 6 年 12 月 13 日 時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。（該当する方全員）※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	（ふりがな） 氏 名	申請者との続柄	生年月日	令和6年1月1日 時点の住所	異なる場合には 令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税 均等割課税状況
1				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
6				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
7				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
8				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
9				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
10				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座） ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口 座 番 号 （右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口 座 名 義 ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信漁連 金融機関番号	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1. 普 通 2. 当 座		
ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。	通帳番号（右詰めでお書きください。）		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をお書きください。	1 0 ※			

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とくらしのサポートセンター（電話 077-561-0189）にお問い合わせください。

裏 面 も 必 ず ご 確 認 く だ さ い 。

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 住民税非課税世帯 重点支援給付金の (確認・請求 受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。				署名 世帯主氏名

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(✓)してください。

☐以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 住民税非課税世帯重点支援給付金の支給要件(※)に該当します。
 ※ 住民税非課税世帯重点支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ア 基準日(令和6年12月13日)時点で草津市に住民登録がある。
- ① イ 世帯の全員が令和6年度住民税均等割が課されていない。
 ウ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の税法上の扶養を受けている世帯ではない。
 (注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に草津市または他の市区町村で令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金(3万円)、子ども加算および令和6年度同趣旨の給付金の給付対象となっておりません。
- 住民税非課税世帯重点支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④
- ⑤ 子ども加算を申請した場合、当該児童を扶養しています。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、住民税非課税世帯重点支援給付金の請求書として取扱いします。
- ⑦ 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、住民税非課税世帯重点支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 住民税非課税世帯重点支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や住民税非課税世帯重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、住民税非課税世帯重点支援給付金を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

- ☐ 住民税非課税世帯重点支援給付金申請書(請求書)
 (申請を必要とする世帯の場合)(本書)
 ※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
 ※申請・請求者の運転免許証(表裏)、健康保険資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。【いずれか1つ】
 ※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）

受取口座(変更)登録届（住民税非課税世帯重点支援給付金）

草津市長宛

市
受付印

1. 届出者（世帯主）

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ()

【誓約・同意事項】

☐ 届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、本市が定める期間までに不備が解消されない場合は、住民税非課税世帯重点支援給付金が給付されないことに同意します。

2. 受取口座の(変更)登録（原則、1. 届出者（世帯主）名義の口座）

☐ 私は、「住民税非課税世帯重点支援給付金」が下記の金融機関口座に振り込まれることを希望します。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義（カナ） ※「1. 届出者（世帯主）」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信済連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。		通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1			

☐ 私は、下記の理由により窓口での現金給付を希望します。

☐ ①金融機関口座を開設していないため

☐ ②金融機関から著しく離れた場所に居住しているため

☐ ③その他 ()

提出書類

☐ 『住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書』

☐ 『受取口座(変更)登録届（住民税非課税世帯重点支援給付金）』
※本書のことです。必要事項をご記入のうえ提出ください。

☐ 『世帯主の本人確認書類（写し）』
※届出者（世帯主）の運転免許証（表裏）、健康保険資格確認書、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。【いずれか1つ】

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

様式第4号(第7条第2項関係)

住民税非課税世帯重点支援給付金受給辞退の届出書

草津市長 宛て

市
受付印

1. 私は、「令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険資格証、マイナンバーカード（表裏）、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し
(いずれか1つ)

(令和7年2月26日揭示済み)

草津市告示第71号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月28日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 10件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 14件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 43件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 3件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 4件 |

計74件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和7年3月7日に送達があったものとみなす。